

土地閉鎖登記簿の事務処理の取扱いについて (お知らせ)

この度、さいたま地方法務局の以下の庁の閉鎖登記簿のうち、登記簿のコンピュータ化によって閉鎖された土地の登記簿の電子化作業が完了しました。

これによって、閲覧の取扱いが変更になりますので、お知らせします。

登記所名	管轄区域	事務処理開始日
志木出張所	志木市、朝霞市 新座市、和光市 富士見市	令和6年9月2日(月)
草加出張所	草加市、八潮市 三郷市	

土地閉鎖登記簿の閲覧の取扱い変更点

従来の登記簿原本を閲覧する方法から、B4判の登記簿をA4判に縮小印刷したもの(証明文はありません。)をお渡しする方法に変更になります。

- * 1 土地閉鎖登記簿の謄・抄本の取扱いは、従来どおりA4判に印刷し、登記官印で証明したものを交付します。
- * 2 取得に係る手数料などの取扱いは従前どおりです。
- * 3 電子化された土地閉鎖登記簿の謄・抄本及び閲覧については、登記情報提供、オンライン請求及び登記情報交換サービスによる利用はできません。

ご不明な点は窓口係員にお尋ねください。

さいたま地方法務局